

川島町地域の農業の振興に関する計画（27号計画）の定期的な検証について

1 農業の振興に関する計画とは

- ✓農業振興地域の整備に関する法律（農振法）施行規則第4条の5第1項第27号に基づく計画（通称：27号計画）で町の農業振興策として農業振興地域整備計画を補完する計画です。
- ✓農振法では、農用地指定（青字）された農用地を除外する場合の要件の一つとして、「土地改良事業等完了後8年を経過しているものである」ことを規定しており、町内の農業振興地域の青地の殆どは、平成26年から事業採択された基幹水利施設ストックマネジメント事業の対象地となっているため、基本的には除外できません。
- ✓ただし、例外的に8年未経過であっても公共性の高い事業については除外が可能になります。27号計画は町の農業振興策として定めた計画で、公共性の高い事業として認められており、「農業の振興を図るために必要なもの」として当該計画に定める施設に限って、除外が可能になります。

2 定期的な検証について

- ✓27号計画に定められる施設は、地域の特性に応じた総合的な農業の振興に必要なものであるかについて、定期的な検証をすることとされており、検証の結果を町ホームページで公表するものです。
- ✓下の一覧にある施設の達成状況については、客観性を確保するために川島町では、農業委員会・土地改良区・埼玉中央農業協同組合の意見を聴き検証を行っています。
- ✓なお、検証の対象は、平成28年度に川島町の農業の振興に関する計画の内容を一部変更したため、平成28年度からの除外より対象とするものです。

<今回検証の対象となる施設の一覧>

No.	施設の種類	施設の位置	地目	面積（㎡）	農地転用の時期	定期的な検証方法	達成状況	意見
1	資材置場	平沼字中 862 番 1 外 5 筆	田	3,400	平成 30 年 3 月 15 日	農業委員会・土地改良区・埼玉中央農業協同組合の意見聴取を行う。	適	特になし
2	既存住宅への進入路及び自己用駐車場	上伊草字五反田 217 番 2	田	208	平成 31 年 3 月 23 日	農業委員会・土地改良区・埼玉中央農業協同組合の意見聴取を行う。	適	特になし
3	自己用住宅	平沼字新田前 2 番 6 外 2 筆	田	484.28	平成 31 年 3 月 14 日	農業委員会・土地改良区・埼玉中央農業協同組合の意見聴取を行う。	適	特になし
4	農業用倉庫	平沼字西 815 番 1	田	560	平成 30 年 4 月 13 日	農業委員会・土地改良区・埼玉中央農業協同組合の意見聴取を行う。	適	特になし
5	自己用住宅	畑中字田中 127 番 2	田	148	平成 30 年 10 月 3 日	農業委員会・土地改良区・埼玉中央農業協同組合の意見聴取を行う。	適	特になし

6	自己用住宅	三保谷字大宮 719 番 2 外 1 筆	田	405	令和 3 年 5 月 20 日	農業委員会・土地改良区・埼玉中央農 業協同組合の意見聴取を行う。	適	特になし
7	自己用住宅	宮前字西浦 364 番 1	畑	145	令和 3 年 9 月 17 日	農業委員会・土地改良区・埼玉中央農 業協同組合の意見聴取を行う。	適	特になし